

日本学術振興会海外特別研究員

令和5年度（2023年度）採用分募集要項

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者が海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援します。

本募集は、我が国の大学等学術研究機関（「4. 申請資格」（1）※参照）に所属する研究者、又は当該研究者を志望する者を対象とします。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 採用予定数

約130名

※ 予算の状況により変更されます。

4. 申請資格

(1) 次の要件を全て満たしている者であること。

なお、採用時においてもこの申請要件を全て満たしている必要があります。

身分	我が国の大学等学術研究機関※に所属する研究者、又は当該研究者を志望する者 ・上記「研究者」は、常勤・非常勤の別や任期の有無を問いません。 ・申請時の所属状況は問いませんが、採用時には、我が国の大学等学術研究機関の承認を得ている研究者を除き、原則として海外特別研究員以外の身分を有することはできません。
学位	2023年4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者（2018年4月2日以降に学位を取得した者。申請時においては、見込みでも良い。）。
職歴	2023年4月1日現在、大学等研究機関※の任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して5年未満の者
国籍	申請時において、日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人
その他	・日本学術振興会海外特別研究員に採用されたことのある者は申請できません。 ・「7. 派遣期間」の期間中に特定の研究課題を遂行するための競争的資金等により雇用されている者は、支援の対象とはなりません。

※ 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されている以下の研究機関に限ります。

- a) 大学及び大学共同利用機関
- b) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- c) 高等専門学校
- d) 文部科学大臣が指定する機関

(2) 採用時の資格確認

採用内定後の諸手続において、次に記載の必要書類等を指定の期日前までに提出できない場合は、採用されません。

① 学位取得証明書等

- ・海外の大学等学位授与機関において、学位の取得日が2023年4月2日以降となる場合であっても、2023年4月1日までに博士の学位を授与することが決定している旨、当該機関が証明した文書を指定の期日までに提出することにより、学位取得証明書の提出は学位取得証明書が交付されるまで猶予されます。

② 日本に永住を許可されていることを証明する書類

- ・外国人の場合のみ（「4. 申請資格 国籍」参照）提出が必要です。永住許可年月日が申請時以前であることが確認できるもの（在留カードの写し等）を提出してください。

5. 令和4年度（2022年度）海外特別研究員採用内定者の申請資格

令和5年度（2023年度）採用分については、申請時まで令和4年度（2022年度）採用分の辞退届を提出している（渡航開始日前までに辞退手続を完了している）場合を除き、申請することができません。

6. 令和3年度（2021年度）海外特別研究員採用内定者等の申請資格

新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置（令和3年3月10日付学振海第382号による）を受けたものの、受入研究機関への派遣を開始できなかった令和3年度（2021年度）採用者のうち、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者の申請を特例的に受け付けます。なお、本募集要項の「4. 申請資格」を満たすこと、かつ令和3年度採用者として必要な手続（※）を本会に対し速やかに実施することを前提とします。

- （1）令和3年度採用者向け特例措置により、令和3年度中に日本国内で採用を開始したが、同年度内の渡航の目途が立たずに、日本国内滞在のままやむを得ず令和3年度を以て採用を終了する見込みの者
- （2）令和3年度採用者向け特例措置により、令和4年度中に採用を開始する旨を令和3年度中に本会に届け出た者のうち、令和5年度採用分募集への申請を希望する者

※令和5年度採用内定を受けた場合に、本会が別途提示する〆切までに令和3年度採用を辞退することを含みます。

7. 派遣期間

派遣開始日から2年間

<令和5年度（2023年度）採用分>派遣開始日：2023年4月1日～翌年2月29日

8. 派遣先機関

海外の優れた大学等研究機関とします。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

- ・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

9. 本会支給経費

- ・往復航空賃（日本国内の移動分は除く）
- ・滞在費・研究活動費（派遣国によって異なる。年額約450万円～620万円）

10. 申請手続

海外特別研究員の申請は電子申請システムを通じて受け付けます。詳細は、本会ウェブサイト内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/>

申請書の作成に当たっては、必ず「令和5年度（2023年度）採用分海外特別研究員申請書作成要領」及び電子申請システムの該当の「操作手引」を熟読してください。

作成要領 URL https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html

操作手引 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

(1) 申請手続を行う機関

海外特別研究員の申請は、申請時点（申請書受付期間時点）での所属状況により手続が異なります。「機関申請者」と「個人申請者」のいずれに該当するか、以下により各自確認してから適切な手続を行ってください。

- ・科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されている研究機関 → 「機関申請者」（「4. 申請資格」（1）※参照）に所属する者
- ・科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されていない研究機関 → 「個人申請者」に所属する者
- ・海外の研究機関等に所属する者 → 「個人申請者」
- ・申請時点においては所属のない者 → 「個人申請者」

※本会の特別研究員に採用されている者は、海外特別研究員申請時に海外の大学等研究機関において研究活動を行っている場合であっても、必ず日本国内の所属機関を通じて申請手続を行ってください。（この場合は、「機関申請者」に該当します。）

<機関申請者>

申請手続は、必ず申請時点の所属機関（以下「申請機関」という。）を通じて行ってください。

<個人申請者>

申請手続は各自で行い、申請書は電子申請システムにより直接本会へ提出（送信）してください。
※機関申請者に該当する者が、申請書を電子申請システムにより直接本会へ提出（送信）したものは、受け付けません。機関に所属している可能性がある場合と本会が判断した個人申請者については、当該申請者の資格について本会より確認することがあります。

(2) 電子申請システムによる手続（「参考 申請手続の概要」を参照）

機関申請者の場合は予め申請機関を通じて、個人申請者の場合は各自直接、ID・パスワードを取得した上で、電子申請システムにより申請書を提出（送信）してください。

詳細は、本会ウェブサイト内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/>

(3) 申請書類（申請書）の作成

申請書は次の5つから構成されます。**紙媒体の申請書は受理しません。**

(ア) 申請書情報（Web 入力項目）（申請書：1～3ページ）（使用言語：日本語）

学歴・研究課題名等を記載する部分です。電子申請システム上で直接入力して作成してください。

(イ) 申請内容ファイル（申請書：4ページ以降）（使用言語：日本語）

研究計画や研究遂行力の自己分析等を記載する部分です。本事業ウェブサイト又は電子申請システムから所定の様式を取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。

申請内容ファイルのPDF化及びアップロードは、以下のURLに示す推奨手順に則って行ってください。

推奨手順：https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/boshu/naivo_torikomi.pdf

[留意事項]

人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置についても併せて確認しています。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、行動調査（個人履歴・映像を含む）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

(ウ) 評価書（使用言語：日本語又は英語）

申請者の研究を良く理解している研究者1名（評価者）が作成する文書です。申請者は、電子申請システムにより、評価者へ評価書作成依頼を行ってください。評価者は、発行されたID・パスワードで電子申請システムにログインし、評価書を作成してください。

(エ) 受入意思確認書（使用言語：日本語又は英語）

海外での受入研究者の受入に関する意思を確認する文書です。申請者は、電子申請システムにより、受入研究者へ受入意思確認書作成依頼を行ってください。受入研究者は、発行されたID・パスワードで電子申請システムにログインし、受入意思確認書を作成してください。

(オ) 研究・職歴等別紙（使用言語：日本語）

「(ア) 申請書情報」の「⑨研究・職歴等」欄に全事項を記載できない場合のみ、本様式を本事業ウェブサイトから取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。

※上記(イ)及び(オ)の様式は、電子申請システムのID・パスワード取得前でも本事業ウェブサイトから取得することができます。

URL https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html

[作成に当たっての注意事項]

- ・申請書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。

- ・「令和5年度（2023年度）採用分海外特別研究員及び海外特別研究員 - RRA 申請書作成要領」及び電子申請システムの操作手引に基づいて作成してください。

作成要領 URL https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html

操作手引 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

(4) 申請方法

機関申請者については申請機関を通じて本会へ提出（送信）してください。また、個人申請者については本会へ直接提出（送信）してください。

1.1. 本会の申請受付期限

① 機関申請者

・【申請者】

申請機関が指定する期限までに、電子申請システム上で申請書を機関に提出（送信）してください。

※機関への提出期限は機関ごとに異なるため、必ず提出期限を事前に申請機関へ確認願います。

・【申請機関】

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を承認し、申請書を本会に提出（送信）してください。

提出（送信）期限：2022年5月12日（木）17：00【厳守】

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

② 個人申請者

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を本会に提出（送信）してください。

提出（送信）期限：2022年5月12日（木）17：00（日本時間）【厳守】

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

1.2. 選考及び結果の開示

(1) 選考

各申請について、申請者が選択した審査区分に基づいて、本会の特別研究員等審査会の審査委員（6名）が2段階にわたり書面による審査を実施する「二段階の書面審査」方式により選考を行います。

なお、令和5年度（2023年度）採用分海外特別研究員事業から審査方式を変更していますので、詳細については、本事業ウェブサイト上の「選考方法」の項目を参照してください。

URL https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_houhou.html

主要な審査方針は、以下のとおりです。

〔審査方針〕

- ① 海外での研究経験を通じて、学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ② 申請者が海外の研究機関で研究活動を行うことにより、研究環境を変えて、新たな研究課題に挑戦することを目指す研究計画や、派遣前に行っている研究を大きく発展させることが期待できる研究計画を有するものについて優先させること。

- ③ 研究計画が具体的であり、申請者と海外における受入研究者との事前交渉等が十分になされていること。海外で研究活動を行うにあたり、相応の語学能力(英語であれば、TOEFL(Internet-based)79点、TOEIC730点、英検準1級のいずれか程度)を有することが望ましい。

(2) 選考結果の開示

- ① 選考結果は、申請者及び申請機関（機関申請の場合のみ）に対し、電子申請システムにより開示します。結果を開示した際には、本事業のウェブサイトにおいてその旨を公表します。

URL <https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>

※ 選考に関する個別の問合せには応じません。

- ② 令和4年（2022年）10月上旬頃までに、採用内定者、補欠者、不採用者を開示します。
- ③ 令和5年（2023年）2月下旬頃までに、補欠者について、採用内定者及び不採用者を開示する予定です。
- ④ 不採用者及びその申請機関（機関申請の場合のみ）には、該当する審査区分における不採用者のうちのおおよその順位を開示します。また、不採用者には、特別研究員等審査会における各審査項目の評価についても開示します。

1.3. 受入承諾書の提出

採用内定を通知された者は、派遣期間開始日の40日前までに受入研究者の受入承諾書（海外の受入研究者が、受入を正式に承諾している旨の証明書）及び必要書類を提出してください。提出期限までに必要書類を提出しない場合には採用されません。

1.4. 海外特別研究員の義務・遵守事項等

海外特別研究員は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 海外特別研究員は、出産・育児に係る採用中断又は傷病を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除き、採用期間中、研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。このことは、「海外特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではありませんが、「海外特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理する必要があります。なお、研究計画、派遣先機関、受入研究者については原則として変更することはできません。研究遂行上の理由によりやむを得ずこれらを変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければなりません。
- (2) 派遣開始1年後（出産・育児に係る採用中断期間又は傷病を理由とする採用中断期間中を除く）に中間研究報告書を、派遣期間終了後1か月以内に最終研究報告書を提出しなければなりません。
- (3) 派遣期間中、原則として他のフェローシップ、給与等同種の資金援助を海外特別研究員と重複して受給することはできません。ただし、我が国の大学等学術研究機関の承認を得て身分を持つ研究者が、所属研究機関から給与を受ける場合や、所定の要件を満たした上で、海外での労働等による報酬を受ける場合等は、例外的に認められます。詳細は、採用手続時に配布する「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」に定めます。派遣期間中に他の資金援助を受けることとなった場合には、速やかに本会に連絡してください。

- (4) 我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者を志望する者は、原則として、他の身分を持つことはできません。ただし、受入研究機関の研究施設を利用する上で必要となるなどの理由で形式的な身分を得ることや、所定の要件を満たした上で、労働等による報酬を受ける上で必要な身分を得ること等は、例外的に認められます。詳細は「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」に定めます。
- (5) 派遣期間中、大学・大学院等に学生として入学することはできません。
- (6) 研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用を行ってははいけません。なお、採用開始までに研究倫理教育教材を履修等してください。
- (7) その他、公序良俗に反する行為を行ってははいけません。

上記の義務・遵守事項等の他、次に掲げる事項のいずれかに該当すると本会が判断した場合には、経費の支給を停止し（航空賃の支給停止を含む。）、原則、海外特別研究員の採用取り消しや採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返納要求を行います。なお、採用時に誓約書の提出を求めます。詳細は、採用手続時に配布する「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」に定めます。

- (1) 病気等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (2) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の目標を達成することが不可能又は著しく困難と判断される場合
- (3) 申請書の記載事項に虚偽が発見された場合
- (4) 海外特別研究員の資格を有していないことが明らかになった場合
- (5) 過去に、研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用、又は公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- (6) 本会に無断で一時帰国や派遣期間短縮等、計画の変更を行った場合
- (7) 「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」に記載されている条件に違反し、本会の指示に従わなかった場合

15. その他

(1) 申請書及び選考について

- ① 申請内容ファイルは、本会所定の様式を使用してください。様式の変更、ページの追加、指定ファイル以外の登録は認められません。
- ② 申請書の提出（送信）後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。また、申請書記載事項については、採用後の証明書等に反映されるため、受入研究者の所属、役職等を含め受入研究機関に確認し、正確に記入してください。
- ③ 申請は1人1件とします。なお、2件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
- ④ 申請書に虚偽が発見された場合は、採用後でも採用を取り消すことがあります。
- ⑤ 審査結果は令和5年度（2023年度）採用分にのみ有効です。

(2) 採用内定後の資格の変更について

申請時に我が国の大学等学術研究機関に所属しない者が、採用内定後、又は派遣期間中に我が国の大学等学術研究機関の研究者の職に就き、かつ就職先の研究機関の承認を得られた場合、身分の変更を届け出ることで、引き続き海外特別研究員としての派遣が認められます。また、我が国の大

学等学術研究機関に所属する者が、採用内定後、又は派遣期間中にその職を辞した場合も、届け出ることが必要です。なお、派遣期間中に、我が国の大学等学術研究機関における研究者以外の職、又は海外の研究機関の職に就いた場合は、別途例外的に認める場合を除き、海外特別研究員としての身分を喪失します。これらの変更が生じた場合は、本会に遅滞なく届け出てください。

(3) 渡航に当たっての留意事項

- ① 本会は、派遣国に滞在するためのビザ等の申請には一切関わりませんので留意してください。
すでに海外に滞在している者は、ビザの延長や切り替えに十分注意し、申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。
- ② 派遣先機関と常勤職及びそれに準ずる職を得るための雇用契約を結び、当該機関から給与の支給を受ける前提でビザを取得する者は、採用されません。
- ③ 海外特別研究員事業のために派遣先機関と本会は協定等の締結及び調整等を行いません。また、本会は、滞在費・研究活動費を採用者個人名義の銀行口座に振り込むこととし、派遣先機関名義の銀行口座には送金しません。
- ④ 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の見通しが立ちにくい状況でもありますが、本募集要項に基づき申請を行った者が採用となった際は、所属機関及び派遣先機関と綿密に連携の上、令和5年度中に渡航を開始する計画を立てていただく必要があります。

(4) 関連情報

過去数年の申請状況等を本事業ウェブサイトで公開しています。

URL <https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>

(5) 研究倫理教育教材の履修義務

海外特別研究員として採用を開始する者には、研究上の不正行為を未然に防止するため、研究倫理教育教材の履修等が義務づけられています。そのため、採用内定後の手続の中で、自ら研究倫理教育教材を履修等し、不正行為を行わないことについて誓約する旨の文書を提出する必要があります。

(6) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

我が国の大学等学術研究機関に所属する海外特別研究員は、外為法をはじめとする、我が国の法令・指針・通達並びに安全保障貿易管理に関して所属機関が定める規則等を遵守してください。関係法令・指針等への違反が認められた場合には、我が国における法令上の処分・罰則に加えて、海外特別研究員の採用取り消しや採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返納要求を行うことがあります。

また、全ての海外特別研究員は、受入研究機関が所在する国・地域における同様の法令・指針・通達並びに安全保障貿易管理に関して受入研究機関が定める規則等の把握・理解に努めるなど十分にご注意ください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の二つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められています。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

16. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他の個人情報の管理のために必要な措置を講じるものとし、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

EUを含む欧州経済領域（EEA）所在の研究者の個人情報については、EU一般データ保護規則第2016/679号（General Data Protection Regulation: GDPR）に基づき取り扱いますので、EEA在住者は本会の以下のウェブサイトを確認してから申請してください。

欧州経済領域（EEA）所在の方へ https://www.jsps.go.jp/access_contact/info.html

また、申請時点で欧州経済領域（EEA）に所在する機関申請者は、申請機関が GDPR 等の諸規定を遵守することを求められる可能性があります。当該機関における GDPR への対応方針等を確認の上、必要な手続を経た上で本会への申請を行ってください。

なお、海外特別研究員に採用された場合、申請者登録名、申請時における所属・職、審査区分、研究課題名、派遣国名、受入研究機関名及び研究報告書が公表されます。

17. 採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や海外特別研究員制度の充実等を図るため、海外特別研究員採用経験者に対し、採用終了時及びその後の10年間程度まで、就職等の現況調査等を行っています。本調査への協力を海外特別研究員採用の条件とするので、ご承知おきください。

なお、本調査実施に当たり、調査書類送付時に使用する最新の連絡先を把握する必要があるため、採用終了後に連絡先の住所・就職先等が変更になった場合は速やかに本会に届け出てください。

18. 本募集に関する連絡先

独立行政法人日本学術振興会 人材育成企画課 海外特別研究員募集担当

電話：(03)3263-0925 (ダイヤルイン)

Email：kaitoku-s@jsps.go.jp

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く）9：30～12：00 及び 13：00～17：00（日本時間）

（当面の間のお問い合わせはメールでお願いいたします。電話の場合、即時に回答いたしかねる場合があります。）

海外特別研究員事業ウェブサイト URL <https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>

申請書作成要領、申請書（申請内容ファイル）等は、本事業ウェブサイトの「申請手続き」の「募集要項」よりダウンロードしてください。

海外特別研究員 - RRA、特別研究員 - RPD（出産・育児による研究中断者への復帰支援フェロローシップ）及び特別研究員 - PD の令和5年度（2023年度）採用分も募集しています。海外特別研究員 - RRA、特別研究員 - RPD 及び特別研究員 - PD は海外特別研究員との併願も可能です。特別研究員 - PD は本募集要項と異なり、申請受付期間が6月上旬ですのでご注意ください。詳細は、募集要項又は特別研究員事業ウェブサイトをご参照ください。

<お知らせ>

日本学術振興会は、学術分野における男女共同参画推進の一環として、研究とライフイベントの両立などすべての研究者の多様なキャリアを応援する研究者向けウェブサイト「CHEERS!」（チアーズ）を運営しています。今後、「CHEERS!」を通じて、研究と育児の両立等に役立つ情報の発信を行うとともに、研究者相互のネットワークづくりのための取組等を進めて参りますので、是非ご活用ください。

JSPS-CHEERS! <https://cheers.jsps.go.jp/>

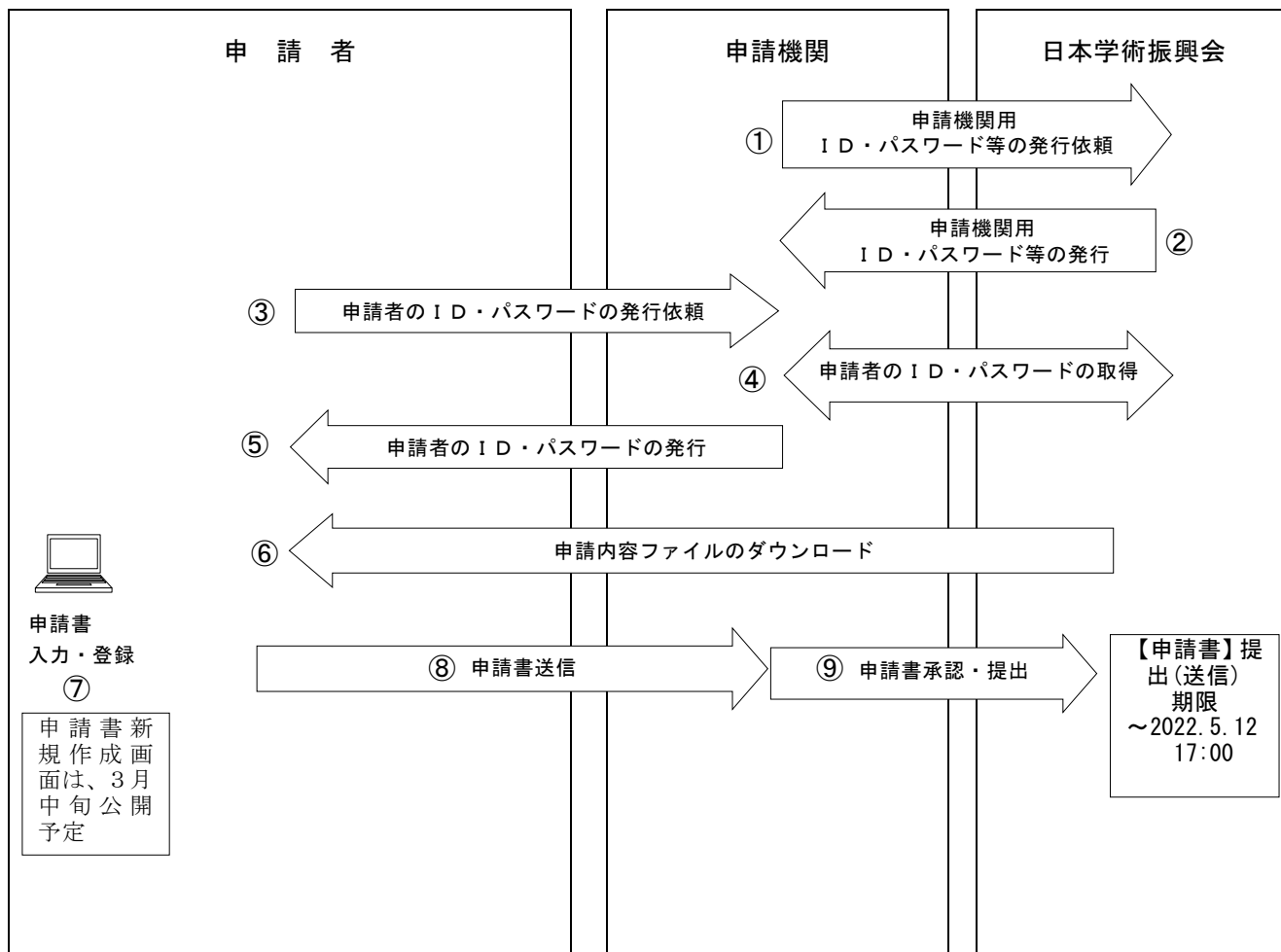
(申請手続の概要)

<機関申請者>

- ① 【申請機関】日本学術振興会電子申請システム利用申請書(研究者養成事業用)を本会へ提出します。(既に研究者養成事業用のID・パスワードを取得済の申請機関は引き続き使用できるため、再取得する必要はありません。)
- ② 【本会】申請機関にID・パスワードを発行し、電子メールで送付します。
※既に特別研究員事業にて申請機関のID・パスワードを取得済の申請機関で、現在登録されている担当者が海外特別研究員の申請の取りまとめを担当しない場合は、機関担当者メニューから新たに海外特別研究員担当者の登録を行ってください。海外特別研究員担当者には、海外特別研究員事業に限り、申請機関担当者と同等の権限があります。申請の取りまとめを海外特別研究員担当者が行う場合は、以下「申請機関」を「海外特別研究員担当者」と読み替えてください。
- ③ 【申請者】申請機関へ申請者用ID・パスワードの発行依頼を行います。ID・パスワードは、特別研究員事業(PD・DC2・DC1・RPD)と共通して使用することが可能です。
- ④ 【申請機関】申請機関用ID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、申請者用ID・パスワードを取得します。
- ⑤ 【申請者】申請機関※から申請者用ID・パスワードを受領します。
- ⑥ 【申請者】本会「海外特別研究員」ウェブサイト(<https://www.jsps.go.jp/i-ab/index.html>)の「申請手続き」の「募集要項」の「申請書等様式」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。(ID・パスワード不要)
- ⑦ 【申請者】受領したID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
 - ・申請書情報(Web入力項目)を入力
 - ・海外における受入研究者へ受入意思確認書の作成を依頼
 - ・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
 - ・⑥で作成した申請内容ファイルを登録
 (注)⑦~⑨の手続は、3月中旬に令和5年度(2023年度)採用分の申請書新規作成画面が公開されてからとなります。
- ⑧ 【申請者】受入意思確認書及び評価書がともに提出済の状態になった後、申請書情報及び申請内容ファイルに不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請機関※に申請書を提出(送信)します。
- ⑨ 【申請機関】申請書の内容等に不備がないかを確認します。不備がない場合は申請書を承認し、本会に提出(送信)します。

※印を付した業務の一部について、申請機関によっては申請機関の担当者ではなく部局担当者が行うことがあります。

<機関申請者の申請手続イメージ>



(申請手続の概要)

<個人申請者>

- ① 【申請者】 本会「海外特別研究員」ウェブサイト (<https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>) の「申請手続き」の「募集要項」の「申請書等様式」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。(ID・パスワード不要)
- ② 【申請者】 電子申請システム (<https://www.shinsei.jsps.go.jp/login.html>) にアクセスし、個人申請用ID・パスワード取得をします。取得時に出力される「個人申請用ID・パスワード取得時登録内容確認書」は、大切に保管しておいてください。(なお、海外特別研究員個人申請用として取得したID・パスワードは、本年度の海外特別研究員事業にのみ有効であり、翌年度以降の海外特別研究員事業及び全ての特別研究員事業 (PD・DC2・DC1・RPD) への申請には使用できません。)
(注) ②～④の手続は、3月中旬に令和5年度(2023年度)採用分の申請書新規作成画面が公開されてからとなります。
- ③ 【申請者】 取得したID・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。
 - ・申請書情報(Web入力項目)を入力
 - ・海外における受入研究者へ受入意思確認書の作成を依頼
 - ・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
 - ・①で作成した申請内容ファイルの登録
- ④ 【申請者】 受入意思確認書及び評価書がともに提出済の状態になった後、申請書情報及び申請内容ファイル申請書に不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請書を提出(送信)します。

[注]

- ・個人申請者が、ID・パスワード取得時より所属状況等の「個人申請用ID・パスワード取得時登録内容確認書」の内容に変更が生じた場合は、改めてID・パスワードを取得する必要があります。
- ・個人申請者が、申請書の「確認完了・提出」操作を行ってから誤りが見つかった場合は、申請締切日までに「[18. 本募集に関する連絡先](#)」へ連絡してください。

<個人申請者の申請手続イメージ>

